

下 総 第 1 6 9 号
令和4年(2022年)3月1日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年3月31日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

こども未来部幼児保育課
こども未来部こども家庭支援課
建設部住宅政策課

こども未来部幼児保育課について

[指摘事項]

- (1) 下関市地域子育て支援拠点事業において、委託契約書に定める額とは異なる額の委託料が支出されていた。委託契約書では、受託者は四半期ごとに委託料の4分の1の額を請求することができることとされ、4分の1の額は1,002,750円であるが、受託者は第2四半期分として869,050円を請求し、市は同額を支出した。支出命令書に添付された書面(〇〇保育園の地域子育て支援拠点事業の第2期分の委託料について)に減額の経緯が記載されているものの、契約書に変更はなく、契約事項と実際の事務処理との間に不一致が生じた。契約に基づく事務処理にあたっては、契約事項との整合に注意して適正にこれを行われたい。

また、本件では減額する旨の意思決定(決裁)が適正に行われていなかった。前述の支出命令書に添付された書面によれば、仕様書で示した受託者の業務実施要件である「月一回以上の講習を実施すること」に対する不履行が判明し、市は受託者と協議の上、設計額の割合に準じて第2四半期分の委託料を減額したとのことであった。所管課は、当該書面に記載された事項を理由として委託料を減額する旨の伺い文書を作成すべきであったが、これがなされないまま減額後の委託料(第2四半期分)を支出している。意思決定が口頭でなされていると思料され、適正とは言い難い。加えて、当該事業は国及び県が費用の一部を負担する事業であり、受託者の不履行によって国及び県の負担がどうなるか(取消しにならないか等)を検討の上で処理方針を判断する必要があると思料するが、そのような記録はなく、検討したかどうか不明である。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

この度の指摘事項等を踏まえ、令和3年度の下関市地域子育て支援拠点事業に係る委託契約書について一部見直しを行った。具体的には、第3条に規定した委託料の算出方法を下関市地域子育て支援拠点事業実施要綱第6条(以下「実施要綱第6条」という。)に規定した算出方法どおりに改めるとともに、第9条に規定した委託料の支払方法について、受託者は半期

ごとに委託料の2分の1以内の額を請求することとした。また、第12条に規定した精算方法について、実施要綱第6条では、委託料は基準額を超えない旨が定められているため、同規定に従い基準額を上限とするよう改めた。

今後同様の不履行等が発生した場合には、本市として委託料を減額する旨の意思決定（決裁）を適正に行うとともに、受託者との合意内容を明確化するため、変更契約を締結しようと考えている。また、その際には、国及び県の負担への影響についても検討した上で対処する。

こども未来部こども家庭支援課について

[指摘事項]

- (1) 福祉医療費返還金に係る債権管理において、督促状の発送事務に以下の不適切な事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 前回監査の指摘事項でもあるが、督促状を発送していなかった。

イ 督促状は、当該債権の履行期限後20日以内に発送しなければならないが、これが遅延していた。

ウ 督促状で指定する納期限は、督促状を発送する日から起算して10日を経過した日としなければならないが、当該規定の期日より遅い日を納期限としていた。

(改善措置状況)

改善措置として下関市債権管理条例施行規則、下関市会計規則、地方自治法施行令及び民法等を熟読するとともに、担当者向けマニュアルに明記し、この制度を習得した職員より他の係員に研修を行った。今後も課内において同様の研修を行うとともに、債権管理に関する研修会に出席する等して、債権管理に関する制度の習得に努める。

なお、令和3年度（令和3年12月31日時点）における福祉医療費返還金に係る債権管理の指摘事項について、適正に処理していることを確認した。

建設部住宅政策課について

[指摘事項]

- (1) 行政財産の使用許可に係る使用料の算定について、算定誤りにより本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

市営上新地住宅用地及び建物の行政財産使用許可に当たって、土地分の使用料の請求が漏れていた。

今回の指摘を受け、直ちに土地分の使用料を追加で請求した。

また、同様に継続的に行政財産使用許可を行っている事案17件について、それぞれ再度内容を確認したが、問題はなかった。

このようなことは、二度と発生しないよう、前年度の行政財産使用料算定計算書と比較するなど、細心の注意をもってチェックするようにする。

また、年度当初など人事異動等で担当者が変更になる場合は、引継書に本件事例や下関市行政財産使用料条例を熟読することを記載するよう担当者に指示し、事務引継に遺漏のないよう、努める。

なお、令和3年度の行政財産使用許可についても、適切に請求していることを確認した。

以上